

# 国民健康保険税・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の納付方法についてお知らせします

65歳以上の国民健康保険加入者で左記の条件に該当する人、および長寿医療制度加入者（75歳以上の入）の平成21年度の保険税（料）の納付方法についてお知らせします。

## 国民健康保険税

65歳以上75歳未満の世帯主で、次のすべてに該当する人（国保加入者でない世帯主は除く）は、原則として国民健康保険税が年金天引きされます。

平成21年度内において世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満  
年額18万円以上の年金を受給  
国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受取額の2分の1を超えない

平成21年2月分が年金から

天引きされた人

・平成21年度保険税についても引き続き4月から年金天引き（仮徴収）が行われます（4、6、8月）。仮徴収の金額は平成21年2月の天引き額と同額で、4月上旬に仮徴収通知書を送付します。10月以降の天引き（本徴収）額は6月に送付する通知書でお知らせします。

平成21年2月分が年金から

天引きされなかった人

・平成20年4月1日から平成21年3月31日の間に新たに天引きの条件に該当となった人は、6月から9月までは今ままでおり納付書または口座振替で納付していただき、10月から年金天引き開始となります。6月に通知書を送付します。

年金天引きの条件に該当する人は、口座振替を選んでいただくこともできるようになりました。新規該当者には案内文書を7月に送付しますが、すでに年金天引きに該当している人も、申し出ていただくことができます。その場合は国保年金課へお問い合わせください。



（国民健康保険税を滞納している場合など、口座振替を選べない場合もあります。）

## 長寿医療制度保険料

次の2点に該当する場合、原則として長寿医療制度保険料が年金天引きされます。

年額18万円以上の年金を受給  
長寿医療制度保険料と介護保険料の合計額が年金受取額の2分の1を超えない

平成21年2月分が年金から

天引きされた人

・平成21年度保険料についても引き続き4月から年金天引き（仮徴収）が行われます（4、6、8月）。仮徴収の金額は平成21年2月の天引き額と同額で、4月上旬に仮徴収通知書を送付します。10月以降の天引き（本徴収）額は7月に送付する通知書でお知らせします。1月30日までに納付方法変更の申出書を提出した人については、平成21年度から普通徴収（口座振替）に切り替わります。

平成21年2月分が年金から

天引きされなかった人

・平成20年4月1日から9月30日の間に新たに加入した人で天引きの条件に該当となった人（75歳になった人や、その間に転入した人など）は、4月から年金天引き（仮徴収）が行われます（4、6、8月）。仮徴収の金額は、4月上旬に送付する仮徴収通知書でお知らせします。10月以降の天引き額は7月に送付する通知書でお知らせします。

・天引きの条件に該当している人で、保険料の減額などにより2月分の天引きがない人と、平成20年10月1日から平成21年3月31日の間に新たに加入した人で天引きの条件に該当する人は、9月までは今ままでおり納付書または口座振替で納付していただき、10月から年金天引き開始となります。7月に通知書を送付します（4月には通知書は届きません）。

・天引きの条件に該当しない人は納付書または口座振替での納付となり、7月に通知書を送付します。  
問合先 国保年金課